

第150回国際高官セミナー「人身取引—予防, 訴追, 被害者保護及び国際協力の促進」を終えて

国連アジア極東犯罪防止研修所教官 多田 裕一

1 はじめに

アジ研では、平成24年1月12日から2月9日までの間、海外から7か国14名（バングラデシュ、エルサルバドル、ホンジュラス、インドネシア、パプアニューギニア、タイ、フィリピン）、国内から7名の参加者を得て、「人身取引—予防, 訴追, 被害者保護及び国際協力の促進」を主要課題とした第150回国際高官セミナーを実施しました。セミナー参加者は、海外・国内の全員が、警察官、検察官、裁判官、刑事立法担当者など広い意味で刑事司法に携わる実務家でした。本稿では、主任教官の立場から、本セミナーの概要を御紹介したいと思います。

2 本セミナーの趣旨及び目的

人身取引は、人を搾取することを目的とされます。搾取には、様々な形態が存在していますが、性的搾取、労働搾取が代表的なものであり、その他にも、家庭内で家事労働に隷属させられるといったもの、物乞いや犯罪行為に余儀なく従事させられるもの、臓器摘出を目的としたものなども存在しています。また、被害者を搾取するために使われる手段は、巧妙で悪質です。被害者を支配下に置くために、移動の制限、身体的暴力、言語的・心理的虐待などのあらゆる手段が使われます。

被害者は、以上のような状況に継続してさらされる結果、回復しがたい肉体的、精神的ダメージを負うこととなります。

人身取引が、深刻な問題であるとの認識の高まりを受けて、平成15年12月25日、国連において、人身取引議定書¹が採択され、発効しています。この議定書の目的は、(a)女性及び児童に特別の考慮を払いつつ、人身取引を防止し、及びこれと戦うこと、(b)被害者の人権を十分に考慮しつつ、これらの者を保護し、及び援助すること、(c)これらの目的を実現するため、締約国間の協力を促進することにあります。

本セミナーの目的は、人身取引というグローバルな問題に対して、いかにして、人身取引を予防し、犯人を訴追し、被害者の保護をはかるか、そのため

¹ 正式名称は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」

の国際協力の促進をどのようになすべきか、その現状及び問題点を整理し、その改善を図る方策について理解を深めるとともに、各自が有する経験や専門知識を研修参加者間において共有することになりました。同時に、各国の刑事司法実務家による国際的なネットワークを構築することも狙いとしました。

3 本セミナーの概要と結果

本セミナーにおいては、研修参加者に個別発表をしてもらった後、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）条約局反人身取引・密入国部 部長代理マーティン・フォーク氏、タイ検事総長府国際局長ワンチャイ・ロウジャナボン氏、及び、米国司法省公民権局刑事課次長カリマ・マロニー氏といった人身取引対策及び人身取引事案捜査等に関する知識・経験豊富な海外からの客員専門家や、国際移住機関（IOM）駐日事務所代表ウィリアム・バリガ氏などの国内特別講師らから、各国・地域における種々の先進的な取組や、人身取引議定書の実施に向けた国連の取組等に関する知識のインプットを受けた上、研修参加者にグループ討議を行ってもらい、その結果をレポートとしてまとめ、今後とるべき方策について発表を行いました。

人身取引が重大な犯罪であるということは、日本の刑事司法に携わる者として、一般的には理解していました。また、本セミナーを実施するにあたり、資料、文献等で、人身取引の現状について知識も得てきました。しかし、研修参加者が行った現状に関する発表などでは、小屋の一室に、10名近くもの被害者が軟禁されていた事例、取引を行っている者にレイプされるケース、重いけがを負わせながらも、犯行の発覚を防ぐため何の治療も受けることができず、激しい痛みにも長期間、耐えなければならなかったケース、さらには、従うことを拒否した者が数十人も殺害されたといった、多数の凄惨なケースが報告され、今までの理解は、表面的なものであったと感じました。遠く出身地を離れ、言葉もままならない地で、誰の助けを借りていいかもわからないまま、望まない労働に従事せざるを得ず、その上、いわれもない暴力等にさらされるということが、いかに、人権を踏みにじる重大な犯罪であるか、そして、このような過酷な現実に対して、対策を講じる必要性を再認識しました。

また、多数の国が、人身取引被害者の出身国、搾取が行われる目的国、出身国から目的国に移動する際の経由国のいずれかに該当、または、重複して該当する国になっており、こうした理由からも、グローバルな対応が必要な課題であることを痛感しました。

セミナー参加者は、グループ討議に対して積極的に、真摯に参加し、その

レポートを完成させましたが、まさに、参加者が、こうした問題の重大性を理解し、この問題に真剣に対処しなければならないと取り組んでいることの証であると思いますし、世界各国で、日々、人身取引の撲滅に向けて努力している同僚がいることに、頭の下がる思いをしました。

レポートの詳細な内容については、内容も多岐に渡ることから、ここでその詳細をご紹介しますことはできませんが、参加者が結論づけた具体的な提言内容の背景は、被害者保護のための具体的な施策、国内関係機関の連携、及び国際的な協力といったものの必要性を指摘しているものです。人身取引事案の訴追のためには、被害者の証言が重要な証拠であり、その確保のためには、被害者の立場に立った支援が必要であること、被害者の支援は、刑事司法関係機関のみならず、福祉、教育等の関係諸機関との連携なくしては、十分なものにならないこと、このような犯罪に対しては、これと戦う国家もまた国際的に対応しなければならないこと、こうした共通認識を参加者が、本セミナーの成果として、共有した成果であろうと思います。(なお、グループ討議の結果は、当所刊行のリソースマテリアルシリーズとして、その全文を掲載予定であり、刊行後、当ウェブサイトにも公表いたしますので、興味をお持ちの方は、御覧下さい。)

4 おわりに

海外からの参加者の出身国の中には、人身取引対策に関する自国の法制度の整備が、相対的に遅れている国もありました。しかし、そうした参加者は、本セミナーを通じて、人身取引の問題点について理解を深めることができたことと述べ、自国では、人身取引に関する立法が検討されており、それに役立てるべく、セミナーで得た知識を上司に報告したいと述べていました。また、研修後、自国において、人身取引事案の処罰に関する自身の経験や、本セミナーの成果を自国内の機関に広めるべく、講師として複数のセミナーを実施しているところであると報告してくれた参加者もいました。今回のセミナーが、各国の刑事司法の改善のための一助となるのであれば、主任教官としてこの上ない喜びです。

最後に、本セミナーの実施にあたりまして、御協力いただきました各関係機関、各関係者のみなさまに、この場を借りまして、厚く御礼を申し上げます。